

近世における「水田漁獵」の展開と河川流域の環境変化

佐野 静代

【要約】 本稿では環境史の視点から、近世畿内の水田で行われた魚漁と水鳥獵、すなわち「水田漁獵」の実態を解明することを試みた。丘陵上の溜池での魚漁は、天保期には入札制と養魚が行われる段階にあったが、これは淀川・大和川上流の山地荒廃に伴い、丘陵谷口に位置する溜池で土砂流入が問題となり、その修築費用をまかなうために取られた方策であった。一方、淀川沿岸の低湿地での「魚鳥漁獵」については、堀上田との関わりが重視された。淀川の築堤と上流山地からの土砂流出は、淀川自体の河床上昇をもたらし、付近の水田に悪水滞留・湛水田化を引き起こした。その対応として、既存田の堀上田への転換が十九世紀前半の摂津・山城でみられたが、これは米の収穫率の向上以外に、堀潰れでの魚鳥漁獵を目的としていた可能性が高い。その背景には、京・大坂での「生洲」を中心とする魚鳥の商品需要があり、近世後期の「水田漁獵」が都市消費と直結していたことは重視される。

史林 一〇一卷三号 二〇一八年六月

一 はじめに

現在、里山や里地の保全活動の高まりにみるように、人の手の加わった「二次的自然」の意義が見直されつつある。生業の営みによってつくり出された里山や里地は、多様な生物の生息空間としても機能しており、地域の生物多様性の維持に果たしてきた役割が再評価されている。このような「二次的自然」はまた今日の日本の環境史研究において、重要な研究対象となっていることに注意したい。特に二〇〇〇年代以降の環境史の研究潮流として、民俗学の強い影響のもとに、

生業を通じての自然との多様な関わり方に注目する生業論的アプローチが活発化している。例えば農業・林業・製鉄等に
伴う植生変更など、生業と「二次的自然」の変化をめぐる環境史研究が進められつつある。なかでも里山については、中
世に遡ってその成立過程と利用実態を俯瞰する研究成果も現れている。^③

里山と並んで、日本の「二次的自然」の代表としてあげられるのは水田であろう。水田とはいわば人為的につくり出さ
れた湿地であり、それに付随する溜池や用水路とともに、消滅の進む湿地の代替空間として機能していたことが知られる。

つまり水田は単なる稲の栽培地にとどまらず、魚類の産卵場所や水鳥の採餌空間の役割を担っていたのである。換言すれば、
近代の圃場整備事業によって米生産のみに特化される以前の日本の水田は、農耕だけでなく漁撈や水鳥獵も行われる重層的
な生業空間だったことになる。したがってその多面的な機能の解明には、「複合生業」の視点が不可欠であることがわかる。

このような水田での複合生業をめぐることは、これまで民俗学者たちによって精緻な議論が積み重ねられてきた。特に安
室知は、水田とそれに連なる溜池・用水路、すなわち「水田用水系」で行われる漁撈を「水田漁撈」と定義し、それは共
同体的な水利管理を兼ねて行われる自給漁であったことを明らかにしている。また水田での水鳥獵が、漁撈とあわせて農
民による伝統的な生業活動であったことを解明した河岡武春・菅豊の研究も重要である。このように民俗学が明らかにし
てきた「農＋漁＋獵」の複合生業の姿は、したがって「水田漁獵」の語で表現することが可能であろう。^⑦

以上の民俗学的研究が分析対象としている時代は、例えば安室によれば、「聞き取り調査で遡及可能な昭和初期」にス
トイックに限定されている。^⑧したがってこれを遡る時代の「水田漁獵」については歴史学の担当ということになるが、し
かしその研究はまだわずかにすぎないのが現状である。それは、安室のいう通り「水田漁撈が記録として歴史史料に残さ
れることは稀」で、しかもその残された記録が「官が水田漁撈を規制するためのもの」であったことによるのだろう。^⑩し
かし畿内の村々には、村落が主体となって「水田漁獵」に携わったことや、それを領主側も認めていたことを記す近世文
書が残存している。これらの一部はすでに市町村史にも収録されており、この意味では従来の文献史学においても「水田

漁獵」に一定の注意が払われていたといえるかもしれない。しかしながら、そこで注視されてきたのは水損の村々の生産性の低さであり、「水田漁獵」はあくまでも困窮時の非常措置とみなされてきたことに留意が必要である。「水田漁獵」そのものを平時の生業の中に位置づけ、村落の生活手段として論じようとした研究はほとんどみられない。そこで本稿では、このような文書の伝存する河内国・摂津国・山城国を対象として、近世における「水田漁獵」の実態について再検討し、環境史の視点からその意義を説明することを試みたい。

この環境史的視点として本稿が着目するのは、近世の水田を取り巻く自然環境と社会環境の変化である。近世は大規模な自然改変が行われた時代であり、河川の治水工事や水辺の干拓などによって、水田面積の飛躍的な増加がみられたことはよく知られている。しかしこれらの水田は、その後にも続いた河川流域の自然改変、特に背後山地の荒廃に伴って、さらなる大きな環境変化の波にさらされていくことになる。例えば、山側に築かれた新田や溜池が山地荒廃の影響を強く受けることは想像がつくが、あるいは低湿地への水田進出のための工学的対応とされてきた「堀上田」についても、時代ごとの流域環境の変化と照合した場合、従来とは異なる新たな機能を付与されていく様相が見受けられる(後述)。このように本稿では、近世の水田に関わる山地や河川の環境変化について検証した上で、これらが近世の「水田漁獵」に与えた影響を取り出してみたい。

さらにもう一点、本稿が注目するのは、「水田漁獵」と市場経済との関わりである。安室は、「水田漁撈」は第一義的には自給的な共同漁であり、このうち大規模なものについては後に入札制が導入されたこと、それは商品経済・貨幣経済の浸透に対応した近代における変化であったとする¹²⁾。しかし近世においても、米の商品化にみられるように水田もまた商品経済と結びついた空間であり、その用水系で捕獲される魚や鳥も、商品化の動きと無関係ではいられなかった可能性を考えたい。例えば、『大日本租税志』に「溜池魚漁運上」が上げられているように、溜池で採捕される生物資源に、領主の収奪の手が及んでいたことは重視される。つまり、里山での薪炭の採取に山手銭などが賦課され、それらが商品としても

都市へと出荷されていたように、水田とその用水系で捕獲された魚・鳥にも、村落での自給を超えた都市消費とのつながりが見出せる可能性がある。この点も本稿の重要な論点の一つとなる。

- ① このような近年の環境史の研究動向については、以下の各文献を参照されたい。高橋美貴『近世・近代の水産資源と生業』吉川弘文館、二〇一三、三一―二四頁。橋本道範『日本中世の環境と村落』思文閣出版、二〇一五、三―四六頁。佐野静代『中近世の生業と里湖の環境史』吉川弘文館、二〇一七、一―二〇頁。
- ② 代表的なものとして、盛本昌広『中近世の山野河海と資源管理』岩田書院、二〇〇九、佐竹昭『近世瀬戸内の環境史』吉川弘文館、二〇一二など。
- ③ 水野章二『里山の成立―中世の環境と資源』吉川弘文館、二〇一五。
- ④ 守山弘『むらの自然をいかす』岩波書店、一九九七、五六―八七頁。
- ⑤ 安室知『水田をめぐる民俗学的研究―日本稲作の展開と構造』慶友社、一九九八。安室知『水田漁撈の研究―稲作と漁撈の複合生業論』慶友社、二〇〇五。安室知『日本民俗生業論』慶友社、二〇一三。
- ⑥ 河岡武春『漁民の水鳥獵』民具マンスリー一〇―四、一九七七、五頁。菅豊『「水辺」の生活誌―生計活動の複合的展開とその社会的意味』日本民俗学一八一、一九九〇、四―一八頁。菅豊『「水辺」の技術誌―水鳥獲得をめぐるマイナー・サブシステムの民俗知識と社会統合に関する一試論』国立歴史民俗博物館研究報告六一、一九九五、二二五―二七二頁。
- ⑦ 安室は水田そのものだけでなく、溜池や用水路を含めた「水田用水系」で行われる漁撈活動を、広義に「水田漁撈」と呼称している（前掲⑤）。本稿も安室の定義に従い、これら「水田用水系」で行われる魚漁と鳥獵を総括して、「水田漁獵」と呼ぶこととする。
- ⑧ 前掲⑤安室（二〇〇五）三頁。
- ⑨ 歴史学による「水田漁撈」の専論としては、歴史地理学者である伊藤寿和による「大和国における内水面漁業と淡水魚食の実態に関する基礎的研究」史艸五七、二〇一六、一七―三六頁があるのみである。文献史学の立場からは、近年、武井弘一がその著書の中で、近世における溜池・水田での漁撈や鳥獵について触れている（同『江戸日本の転換点―水田の激増は何をもたらしたか』NHK出版、二〇一五、七二―九八頁）。ただしそこで用いられている史料は、この淡水魚が溜池・水田で漁獲されたこと自体まで記しているわけではないため、その実態解明はまだ途上といえる。なお、水田での水鳥獵をめぐる文献史学の動向としては、水田での複合生業の重要性への言及はあるものの（原田信男『中世の村のかたちと暮らし』角川学芸出版、二〇〇八、六三―六四頁）、多くの研究では鷹場保護の一環として触れられるのみで、農民による鳥獵自体を論点とした研究はみられない。歴史地理学においては拙稿にて、近世琵琶湖岸の湿田での水鳥獵について述べている（佐野静代『「里湖」の生態系と近世都市の水産物消費』前掲①佐野（二〇一七）に所収、初出は二〇一三）。
- ⑩ 前掲⑤安室（二〇〇五）四四頁。
- ⑪ 例えば、第三章で分析する淀川沿岸村落での「水田漁獵」史料を収録する『史料 京都の歴史』では、該当史料の見出し文として、「向島村が水損に悩み、助成としての漁業を申請する」「洪水で下三栖村が困窮し、鳥の狩獵を願い出る」と説明している（京都市編『史料 京都の歴史第一六巻伏見区』平凡社、一九九一、四六八頁および四九五頁）。
- ⑫ 前掲⑤安室（二〇〇五）三九―四〇頁。なお安室は同著において「漁撈」と「漁業」の語を明確に区別しており、「市場経済と結びついた概念」である漁業ではなく、「経済性の有無を問われない」漁撈

の語を用いることを述べている（五六頁）。

⑬ 『大日本租税志』中篇第二「雑税総録」に、雑税種目として近江国に「溜池魚漁運上」がみえる（『野中準等編』『大日本租税志』金沢税務調査会、一九〇八、六一二頁）。

⑭ 菅も、江戸の近郊農村で捕獲される水鳥が、都市の消費需要と直結した流通システムを持っていたことを提示している。菅豊「都市とムラの水鳥」塚本学編『朝日百科・日本の歴史別冊・歴史を読み直す一八ひとと動物の近世―つきあいと観察』朝日新聞社、一九九五、三五―五二頁。

二 近世における溜池漁撈とその変化

1 村落による共同漁の起源

この章では、日本の水田用水系で行われた魚漁と鳥猟のうち、まずは魚漁について分析したい。稲作のために造られた人工的水界である水田・溜池・用水路でみられた漁撈活動のなかで、最も古くから文献史料によって存在が確かめられるのは、溜池での漁である。本章は、溜池漁撈の歴史的展開について考えることから始めたい。

溜池での漁について記す最も古い文献は、『類聚三代格』である。「禁断畿内七道諸国漁竭池水事」として、灌漑用に築かれた池で民が池水を干して漁を行い、水が絶えて田が荒廃することから、これを禁じている。溜池での漁撈が中世にも行われていたことについては、『今昔物語集』巻三一の讃岐国満濃池での漁の例がみられる。あるいは一六世紀の大和国興福寺一条院坊官の日記『二条宴乗記』を分析した伊藤寿和は、「金池を落。魚取。」とあるように、溜池の水を落として漁を行っていたことを指摘している。しかしこれら中世での溜池漁撈に関しては、その詳細を記した史料は管見の限り見当たらず、村落の共同漁であったかどうかを確かめることはできない。

しかし近世に入ると、村落を主体とする溜池での共同漁の様相を直接的に見ることができるといえる。その最も明瞭な姿は、一八〇一年刊の『河内名所図会』巻六中の一枚である（第1図）。「雑魚取」と題された本図では、詞書きに「春色に乘じ、暖気魚浮みたる頃、苗代管まんとて小池・井池をさらゆれば、いろいろの鱗逃げまはる。里の童、これをとらんとて、さ



第1図 『河内名所図会』 卷六「雑魚取」

で・いかきなど持ち出でたるも、長閑なる春の興と見えける」との説明がある。図の右方には水車・樋門と、それに続く水田が描かれており、池床での漁の光景となっている。大人だけでなく子供や幼児に至るまで小魚・鯿・鰻などを取っており、その笑顔から楽しみな行事であったこともわかる。

池の名前の表記はないものの、前後の記載の順序から河内国北部地域のものともみられる。^⑤枚方市や寝屋川市の民俗調査によれば、多くの溜池で「じゃことり」「じゃつかい」と呼ばれた同様の共同漁が昭和三十年代まで続いており、このような村共同の溜池漁撈の起源が、当地域では近世まで確実にたどれることがわかる。

この溜池での共同漁について、『河内名所図会』よりもさらに遡って存在を確認することは可能であろうか。これに答える村方文書が、やはり河内国北部に存在する。枚方丘陵の西麓に設けられた讚良郡高宮村の五藤池（五当池）の事例である。寛文二年（一六六二）、五藤池をめぐる高宮村と隣村の羽田（秦）村との間で相論が起こっており、その中に魚取りに関わる項が見られる。^⑦以下は羽田（秦）村より領主に出された手形の一部である。

【史料1】

(前略) 今度高宮村より目安差上ケ、秦村新宮池用水之余りを、高宮村五当池へ先年より取来候所ニ、わきへ水を落シ五当池へ少も下シ不申候て、迷惑之由書上ケ申二付、返答書仕互ニ絵図指上申上候(中略)、五当池湖水之時分魚取申候儀ハ、志岐守様へあら魚被召上候跡之魚、高宮村・羽田村立合取可申候、是ハ新宮池ニ余り之水を流し申候二付、秦村へも被下候旨忝奉存候事
右被仰付候趣承知仕候、村中小百姓迄不殘為申聞少も違背しましく候(後略)
(傍線は筆者)

文中の志岐守とは高宮村を領していた大坂西町奉行彦坂重治であり、領主へ大型魚類を献上した後に、高宮・羽田両村による立合漁が行われていたことが明らかである。同年の別の書状では、このような池床での両村立合漁の開始はさらに古く、「去る式拾八年以前二曾我丹波守様(当時の大坂西町奉行曾我古祐・筆者注) 御代ニ此池之魚取申儀ニ付相論仕候」、そこで両村の代官見分の上で「池床ハ立合ニ相究り、魚ハ丹波守様へ御取被成候、あら魚大坂へ被召上候跡ハ、高宮村・羽田村立合取申候^⑤」とされている。つまり、一六三五年にはすでに両村の立合漁は始まっており、それ以前にはおそらく高宮村が単独で溜池漁撈を行っていたと推測されるのである。よって、溜池での村落を主体とする共同漁は、河内国北部では近世初頭にはすでに始まっていたことになる。

近世初期におけるこのような村落による溜池漁撈は、同じ河内国では羽曳野丘陵の谷口に位置する狭山池での元禄六年(一六九三)の事例が確認される^⑥。また近世大和国の溜池漁撈について分析した伊藤も、稲刈り後の溜池で村人による魚獲りが広く行われており(この日を魚取日といい、溜池上流の隣村も呼ばれることがある)、この魚取日に関わる史料は近世初頭から認められるとしている^⑦。このように村落を主体とする渇水期の溜池での漁撈は、近世初頭の畿内の村落では広く見られた光景であったと推定される。これ以上の史料的な裏付けは困難なもの、おそらくそれは中世から引き継がれてきた形態であった可能性が高い。

2 共同漁から入札制への移行時期

以上のような村民を主体とする溜池での共同漁について、安室は前章での指摘のように、大規模な溜池では後に入札制への移行がみられたとしている^⑪。たしかに、前節【史料1】の讚良郡高宮村の五藤池でも、近代では入札による魚取りが行われている^⑫。この村人総出の共同漁から、入札による行使者の限定へという変化については、近代の商品経済の浸透に伴うものと考えられてきたが^⑬、しかしながら畿内の村落では、このプロセスについてもすでに近世に広く起こっていた可能性が高いのである。

河内国北部の長尾丘陵西麓に位置する交野郡田口村には、開析谷を堰き止めて作られた山田池があり、片鉾村・甲斐田村との共有溜池となっていた。山田池では、明治期には入札で「溜池漁魚ノ請負」を決めていたが^⑭、この入札制が近世後に導入された経緯を詳細に記した史料が存在する。天保一二年（一八四二）、田口・片鉾両村から領主久貝氏に出された以下の口上書である^⑮。

【史料2】

（前略）

- 一 此度村々用水溜池魚請負有無、并料物銀高等御取調之儀、御渡触ヲ以被仰聞奉長候、右二付、乍恐書付を以左之通奉申上候
 - 一 私共両村外甲斐田村与組合、田口村東手字山田池与唱候用水溜池壺ケ所
 - 右池魚之儀者、古往方池明キ之節、三ヶ村百姓共一同罷出、銘々自取ニ仕来リ候処、近来池普請度々仕、多分ニ入用銀相嵩
 - 二付、成込銀為手当、請負料壺ケ年二付銀五百匁与相定候得共、魚取之節魚多少之模様ニ寄、銀高減し遣候儀も御座候二付、
- 此断御断奉申上候（後略）

第二項目に明らかなように、この山田池では往古より「池明キ之節」（池の口開けか）には三ヶ村の百姓が繰出で漁撈を行ってきたが、近年は度重なる池普請の入用銀を捻出するために、一年につき銀五百匁での「請負」の制をとりはじめたというのである。村人繰出の共同漁から特定の請負人へという変化が、当村では天保期に起こったことが判明する。

さらに、この変化は当村だけのことではなく、河内国北部に広くみられた動きであったらしいことに注意したい。上記【史料2】の第一項目に、「此度村々用水溜池魚請負有無、并料物銀高等御取調之儀、御渡触ヲ以被仰聞」とあるように、この時期に領主側から村々へ「溜池魚請負有無」が一斉に調査された事実は重要である。田口村・片鉾村を領した久貝氏は、交野・讃良両郡に五千石余を知行した有力旗本であり、その支配する村々のすべてにこのような照会がなされた可能性が高い。したがって、この両郡一帯では、むしろ天保段階には「溜池魚請負」がかなり一般化していたことが推測される。同じ天保期に、河内国南部を代表する溜池である狭山池の周辺でも、同様の動きが見られることをあげておきたい。狭山池においても「右池魚取之儀、往古々諸方入込二而取来候」という状況であったが、天保二年（一八三二）より八年の間それを差し止め、翌三年からは一年ごとに銀子と引き替えに、「請負之者」に魚取りを認めるとしている。狭山池の水を引く村々からは、同二年この「雑魚売払代銀」にてこれまでの池の改修借用銀の返済に充てたい旨も願い出されており、交野郡の山田池の事例とほぼ同じ動きを見せている。¹⁷

このように河内国では、溜池での共同漁が入札請負へと変化した時期は天保期頃と判断される。他の地域では、このように入札制への移行時期をはっきりと示した文書は、管見の限りでは見当たらなかったが、しかしこれ以降、溜池漁撈の入札請負が畿内の村々に広く普及していた様相は、多くの文書から確認できる。例えば、河内国讃良郡逢坂村の龍王池、大和国葛下郡市場村の名倉池等においては安政二年（一八五五）の魚取請負が見られる。²⁰ 十九世紀半ばの畿内村落では、溜池漁撈の入札制はむしろ一般的であったといえよう。

ここで考慮すべきは、いずれの溜池でも、入札請負金を溜池の改修費用に充てるとの言説が展開されている点である。

天保期頃に溜池の改修費用が大きく嵩むようになった要因とは、いかなるものだったのであろうか。筆者は、それは近世後期に顕著となっていた溜池修築工事の高度化と、それに伴う専門的技術集団の雇用であったと推定する。これまで取り上げてきた溜池には丘陵の開析谷を堰き止めたものが多かったが、それらの溜池では、背後の山地荒廃による土砂流入が問題となっていたことに注意したい。

淀川・大和川流域ではすでに近世初頭から山地荒廃が進行しており、十七世紀後半には諸大名による土砂留工事が開始されたが、その効果は限定的であり、以後も土砂の流出が続いていた²¹。河内国もまたはげ山が多く、土砂留工事が長く続けられた地域であった²²。山田池・狭山池をはじめとする河内の溜池でも、十八世紀末頃からは土砂流入による埋積が問題となっており、池内の浚渫と貯水量引き上げのための堤防の強化や嵩上げなど、高度な工事が求められる状況にあった²³。このような改修技術は農民の手の及ぶところではなく、自普請の場合であっても、「黒鋤」と呼ばれる尾張国知多郡の技術者集団が雇われたことが指摘されている²⁴。「黒鋤」とはその用いた大鋤から付けられた名称で、特に刃金入と呼ばれる粘土による築堤や堤防強化の技術（「腹付」と呼ばれる）を持って、河内・摂津・大和の溜池修築や河川築堤に重用されたことで知られる²⁵。十八世紀半ば以降の狭山池の改修工事も、この「黒鋤」によつて担われたことが明らかになっている²⁶。彼らの雇用費が溜池修築費の多くを占めていたことも指摘されており、このように膨れあがった溜池の修築経費をまかなうために、池魚の入札請負制が導入された経緯が浮かび上がってくる。

管見の限りでは、畿内の村落で溜池魚の入札について記す最も早い例は、摂津国の味舌下村に残る寛政元年（一七八九）の芝村藩儉約令である²⁸。大和国式上郡に陣屋を置く芝村藩が、飛地である千里丘陵東麓の村々へ申し渡した儉約令の一項に、「村々池魚取無用、及干水候ハ、入札払二取計、村方小入用二可相加へ事」とみえる。村の入用対策として、領主側から入札という方法が推奨されていることは目を引く。千里丘陵も大和国式上郡も溜池の多い地域であり、そのなかには、やはり「黒鋤」による工事が確認される溜池も存在する²⁹。先述の交野郡における久貝氏の「溜池魚請負有無、并料物

銀高等」調査とも合わせて、十八世紀後半頃より領主側が溜池魚の入札について意識していたのは、このような溜池改修の大規模化・費用増大という村々の動向を踏まえてのことであったと推定される。³⁰⁾

3 溜池魚の取引と流通

前節で上げた近世の村方文書では、溜池漁撈の入札請負のことを、「池魚売払」「入札売渡」と記している。この「売払」によって請負銀を得ようとする発想は、溜池魚が現金化できること、すなわち商品として売れることが前提となっていることに注意したい。つまり、溜池漁撈が村の共同漁から入札制へと変化した背景には、溜池修築費の増大以外の要因として、池魚が自家消費を越えて商品流通する段階に入っていたことを考える必要がある。そこで本節では、近世後期における溜池魚の商品化の実態を明らかにしてみたい。

十八世紀の京・大坂では、「生洲」と呼ばれる川魚料理屋が盛行していたことは、当時の紀行文や名所図会からよく知られている。それは生け簀を備え、その場で魚をさばいて食べさせるもので、生け簀に蓄養する大量の活魚が必要とされた。³¹⁾『守貞謄稿』によれば、「生洲」の店頭には必ず「万川魚」の掛行灯がみられ、そこで供されたのは「鯉・鮒・鰻」であったという。³²⁾近世大坂の淡水魚流通について考察した中川すがねは、特に十八世紀半ばに鰻の蒲焼きが普及したことが大きな画期となり、これ以降新鮮な川魚を手頃な価格で提供する川魚料理屋が多く現れたことを指摘している。³³⁾このような京・大坂での川魚料理屋の盛行は、淡水魚の需要増を引き起こしたことが推定される。

これら京坂で消費された淡水魚のうちに、確実に水田・溜池で捕獲されたものがあつたことを直接記した史料を見出すことは難しい。しかし、限りなくその可能性が高い魚類の取引記録と指摘されている史料がある。それは、安政期の大坂川魚問屋文書中のもので、摂津国川辺郡の丘陵上の溜池からと推定される「川魚」荷に関するものである。³⁴⁾

川辺郡鴻池村・小浜村の清治郎らは、大坂川魚問屋鮒屋亀三郎から前もって仕入銀の貸付を受けており、よってその出

荷する「川魚類」は大坂川魚市場へ持出すべきものであった。それにもかかわらず、安政六年（二八五九）の秋、この「川魚類」を西成郡辻堂村の川口屋治郎兵衛・嶋上郡西面村の勇蔵らが買い取り、城州の漁師と共謀してその「手漁の魚」と偽り、京都等へ売り捌こうとしたものである。この事件に注目した中川すがねは、「荷主のいた鴻池村・小浜村は大きな川からは離れているが、段丘上に位置し灌漑用の溜池や環濠があった」こと、さらに近代の鴻池村では農事曆に従って溜池の水を落とし、コイ・フナなどを獲って村の収入としていたことから、この事件の「川魚」も池干期に溜池で漁獲されたものであったと推定している³⁵。首肯すべき見解であろう。

この鴻池村荷主の「川魚」の内訳を示す仕切計算書も残されており、それによれば漁獲物の種類は「鯉・鮒・鰻・鱧」である。これらの魚種は、先述の「生洲」の品目名とも合致している。なかでも総重量三三三貫八〇〇匁のうち、その七六%に当たる二五三貫五〇〇匁をコイが占めていることは注目される。また一七貫九〇〇匁で総重量の5%にすぎないウナギが、コイの一・六倍の高値で取引されていることも重要である。すでに指摘のある通り、十八世紀半ばの鰻の蒲焼きの普及以降、京・大坂のウナギ消費は膨大な量に上っており、近畿周辺だけではその需要を満たせず、幕末には九州や遠江までを集荷圏とする全国的な流通網が成立していた³⁷。このようなウナギの品薄は、ウナギの価格上昇をもたらしていたのである。

溜池魚の入札制が始まったのは、先述のように河内では十九世紀初めごろであり、さらに摂津芝村藩領では十八世紀末頃に遡る可能性もみられた。これは、京・大坂での川魚料理屋の普及、特にウナギの需要増の時代とも合致している。よって入札制の導入という溜池漁の変化の背景には、このような都市での淡水魚需要があったものと考えられる。中川が指摘するように、先述の鴻池村からの「川魚」を買い取った西成郡辻堂村の川口屋治郎兵衛・嶋上郡西面村の勇蔵らは、近郊農村に住む大阪川魚市場の仲買人であり、このような農村部からの「川魚」集荷ルートも成立していたと考えられる。十九世紀には溜池という新たな漁場にも商品市場の手が及んだことになり、溜池での自給的だった「漁撈」は、都市とつ

ながる「漁業」へと変容を遂げていたといえる。

4 近世の溜池養魚の実態

近世後期の京・大坂における淡水魚需要に応える方策として、河川や湖沼での漁法の改良があげられるが、それとともに考えるのは、溜池からの大量供給を可能とするより積極的な方法、すなわち養魚の開始である。中川は、前掲の鴻池村荷主の「川魚」内訳にみえるコイの七六%という漁獲割合の高さから、この溜池でコイの養殖がすでに始まっていた可能性を示唆している。^{④⑩}このように近世後期の摂津・河内での溜池漁が、コイの自然繁殖にとどまらず幼魚放流までを含む技術段階にあったのかどうか、以下に検討してみたい。

元禄一〇年（一六九四）刊の『農業全書』では、「水畜」として鯉の飼育が勧められているが、日本における養鯉は、元和年間に越後結新田で始まったとの伝承があり、また天明年間には会津地方や信濃の佐久郡、あるいは大和の郡山で「水田養鯉」が行われていたことが確実視されている。^{④⑪}

大阪での近世段階の養鯉について触れた研究はみられないが、明治三六年刊行の『大阪府誌』には、大阪での溜池養魚が明治以前に遡るとする記述がみられる。特にコイについては、「舊時は自然繁殖に任せ農家の随意に捕獲して自用に供するに過ぎざりしが、今を去る凡百年前、天明の頃河内高安の稲田弥三郎の祖先大和郡山より鯉苗を購入し、池沼に放養せしものあるより爾後漸鯉魚の養育をなすものあるに至り明治二八九年の頃に至りて最盛となれり」とする。^{④⑫}

この天明頃の大和郡山からの伝播については、典拠が明示されていないために検証は不可能であるが、しかし河内国にはこれとは別に、近世の溜池での養鯉の存在を確かに示す史料が存在する。それは、天保期の狭山池での事例である。

狭山池での漁撈について触れた文書のうち、天保三年（一八三二）の「雑喉請負者江申渡につき覚」には、注目すべき記述がある。^{④⑬}

【史料3】

覚

- 一 狭山池此度魚生込并雜候者当辰年一ヶ年請負之者江申渡候、定書左之通
- 一 何貫目ニ請負候、銀子四月五日まで半通請取、半銀者生魚・雜喉取ニ懸り候前日ニ不殘受取、魚為取可申、銀子不足ニ而魚擲取不申候事

- 一 生魚・雜喉共年々水抜、繕普請才いたし、十二月樋留いたし候故、十月晦日限より一日も延引難相成候間、十月晦日まで二取切可申候事（中略）

- 一 自然照続ニ而番水出切、残水売水ニ相成、底とろ水自往古魚取として、先年より下六ヶ村江中樋・西樋とも抜立候年柄ニも当候ハ者、前日ニ相知らせ候間、雜喉者其節可然取斗、生魚之儀小池江生込可申候、小池丈者右為手当、竅初々水其儘ニ差置遣可申事
- 一 右之通生魚小池江生直シ候年柄ニ当候ハ者、跡掛ケ銀丈ケ用捨之事

- 一 万々一請負月之内自然差懸り候普請事出来、生込候魚取ニ差支候事才出来候ハ者、其節請負人難涉ニ不相成様取斗可遣事（後略）
（傍線は筆者）

全文を通して、狭山池での漁獲対象となる魚が、「魚生込（または生魚）」と「雜喉」とに二分されていることは重要であろう。「雜喉」はその名の通りとして、「魚生込・生魚」とは何を指しているのだろうか。

その手掛かりとなるのは第四項・第五項の夏の渇水時の対応である。十月を待たずに池水をすべて放出する事態に陥つたときには、その措置として「生魚之儀小池江生込可申候」とある。この表現により、「生込」とは別の池などに魚を移す・放つ意味であることが理解される。現代の水産業界でも、養殖用の生け簀などに幼魚を入れる作業を「活け込み」と呼んでおり、近世にもこれと同様の意味で用いられた語であったことがわかる。したがって天保期の狭山池では、自然繁殖する「雜喉」に加えて、溜池へ「生込候魚」、すなわち放流して飼育したコイの漁獲も行われていたことが判明する。

天保期の河内国の溜池漁撈は、やはり養魚が行われる段階に達していたのである。

重要な点として、上の【史料3】は前述の2節でも触れた史料であり、その第一項目にみるごとく、溜池漁撈への入札請負制の導入を示す証左でもあったことに注意したい。2節において、河内国では天保期頃に村の共同漁から入札制への転換がみられたことを検証したが、それとほぼ時を同じくして溜池での養魚が確認されることになる。入札制のもとでは、溜池漁の請負者は落札金を上回る利益を出す必要に迫られたであろうが、コイ稚魚の放流は漁獲の集約性を上げ、収益率を高める有効な手段となりうる。そこでこの天保期の入札制導入に伴って、養魚という手法が広く普及した可能性が考えられよう。

ただし、その請負を成り立たせるには、多額の資金が必要だったことにも注意したい。時代の下る史料であるが、狭山池の明治四五年の養魚組合収支記録によれば、この年の総収入一六九円のうち、春の入札金に六〇円、鯉稚魚購入に六二円余が費やされている⁴⁶。この多額の元手に関して想起されるのは、前節の鴻池村の清治郎らに、大坂川魚問屋から仕入銀が貸し付けられていたことである。大規模な漁具や漁船を要しない溜池での漁に対し、仕入銀が前貸しされていた理由はここにある。それとともに見えてくるのは、川魚問屋の支配下に置かれた商業的な養魚経営の姿である。入札制および養魚の開始とは、やはり溜池での魚漁が市場経済と結びついた段階を示すものだったことになる。

なお、このような溜池での養魚の開始という動きは、この時期、京・大坂に限らず、各地の都市近郊農村でもみられた可能性が高いことも付言しておきたい。奢侈禁制の一環として天保一三年に出された「野菜もの之儀ニ付御触書」では、近年「料理茶屋等二而は、競合買求、高直之品調理いたし候段不埒之事二候」として、初物野菜の促成栽培と並んで、魚鳥の「人力を費し多分之失脚を懸、飼込仕立置、世上江高値ニ売出候儀」が禁止されている⁴⁷。「飼込」とは現在の水産用語でも飼育魚を太らせる行為を意味しており、都市消費のための養魚が、当時の近郊農村で広く行われていたことを推測させるものである。

- ① 『類聚三代格』第一六「山野藪澤江河池沼事」、延暦十九年二月三日太政官符。
- ② 『今昔物語集』卷三二「讃岐の国の満農の池類したる国司の語」第二三。
- ③ 第一章⑨伊藤論文。ただし伊藤は、池床での漁ではなく、「溜池の用水と共に流れ下る魚を捕獲」したと想定している。
- ④ 以下、本稿で用いる近世の名所図会類については、国立国会図書館デジタルコレクションによる。
- ⑤ 山野正彦はこれを枚方市のもので推定している。山野正彦「大阪平野東部の水田漁業文化景観—モンスーンアジアの稲作文化との関連において」（大阪市立大学地理学教室編『アジアと大阪』古今書院、一九九六）二九七—三一九頁。
- ⑥ 寺嶋宗一郎編『枚方市史』枚方市役所、一九五一、五八四頁。寢屋川市史編纂委員会編『寢屋川市史 第八卷』寢屋川市、一九九一、二〇二—二〇四頁。
- ⑦ 平田繁家文書「指上申手形之事」寛文二年六月一日（寢屋川市史編纂委員会編『寢屋川市史 第四卷』寢屋川市、二〇〇〇、三九八—三九九頁に所載）。
- ⑧ 平田繁家文書「乍恐言上」寛文二年七月（寢屋川市史編纂委員会編『寢屋川市史 第四卷』寢屋川市、二〇〇〇、三九九—四〇〇頁に所載）。
- ⑨ 中林家蔵「累年村方日記并狭山池由緒覚」元禄六年七月二日（狭山池調査事務所編『狭山池 史料編』狭山池調査事務所、一九九六、三六八頁に所載）。
- ⑩ 第一章⑨伊藤論文。ただし論文中にはその具体的な史料名・典拠等は明示されていない。
- ⑪ 第一章⑤安室（二〇〇五）三九—四〇頁。
- ⑫ 寢屋川市史編纂委員会編『寢屋川市史 第八卷』寢屋川市、一九九一、三〇四頁。
- ⑬ 第一章⑤安室（二〇〇五）三九—四〇頁。
- ⑭ 議案第三四号「山田村溜池漁業請負規程」明治三八年二月（枚方市史編纂委員会編『枚方市史 第十卷』枚方市、一九七六、二六〇—二六二頁に所載）。
- ⑮ 奥野周一家文書「諸願旧記 田口村」（魚鳥・葺・筍請負届）天保二年九月（枚方市史編纂委員会編『枚方市史 第七卷』枚方市、一九七〇、三七三—三七五頁に所載）。
- ⑯ 高柳光寿他編『新訂寛政重修諸家譜 第一六』続群書類従完成会、一九六五、一七四—一七七頁。
- ⑰ 田中家蔵「雑喉取につき乍恐口上」天保二年三月九日（狭山池調査事務所編『狭山池 史料編』狭山池調査事務所、一九九六、二五七—二五八頁に所載）。
- ⑱ 田中家蔵「雑喉請負者江申渡につき覚」天保三年三月（狭山池調査事務所編『狭山池 史料編』狭山池調査事務所、一九九六、二五八—二五九頁に所載）。
- ⑲ 田中家蔵「百姓借用銀返金につき乍恐以書付奉願上候」天保二年二月（狭山池調査事務所編『狭山池 史料編』狭山池調査事務所、一九九六、一一一—一一三頁に所載）。
- ⑳ 「諸出入留帳 上郷村」（池魚取り、村々示談）安政二年五月二日（四条畷市教育委員会編『四条畷市史 第三卷』四条畷市役所、一九八三、一四二頁に所載）。池田水利組合文書「雑魚代折半取替状」安政二年十月（大和高田市史編纂委員会編『改訂大和高田市史 史料編』大和高田市役所、一九八二、七一—七八頁に所載）。
- ㉑ 水本邦彦「土砂留役人と農民」（同著『近世の村社会と国家』東京大学出版会、一九八七）二二—二七頁（初出は一九八一年）。
- ㉒ 千葉徳爾『増補改訂 はげ山の研究』そしえて、一九九一、八五—九六頁。

- ②③ 交野郡の山田池における近世後期の土砂流入に伴う堤防高上げ・石樋への伏せ替えなどの改修工事については、上掲の『枚方市史』第七卷・第八巻の近世史料編に数多く収録されている。また近世の狭山池の改修の技術的内容については、市川秀之「近世狭山池の改修をめぐる商人と職人」(狭山池調査事務所編『狭山池 論考編』狭山池調査事務所、一九九九) 九七―一二四頁に詳しい考察がある。
- ②④ 市川秀之「オウリ衆の伝承を追って―近世の池溝築造技術者集団―近畿民俗二二五、一九九一、一一一―一六頁。
- ②⑤ 前掲②④。唾道萌野「『久米田池水利関係史料』より久米田池普請における黒鉄者について」『橋史学』一八、二〇〇三、七九―九四頁。
- ②⑥ 前掲②③市川論文。川内脊三「大山古墳壇丘部崩形にみる尾張衆黒鉄者の関わりからの検討」『四天王寺大学紀要五四、二〇二二、一一―二二頁。
- ②⑦ 高橋伸拓「近世後期摂津国における溜池の造成」茨木市立文化財資料館館報一、二〇一六、一一―一六頁。
- ②⑧ 関西大学図書館所蔵文書「御領分村々江申渡覚(芝村藩儉約令)」寛政元年二月(有坂隆道・服部敬編『摂津市史 史料編二近世編 II』摂津市役所、一九八二、二九九―三〇五頁に所載)。
- ②⑨ 前掲②⑦。
- ③⑩ 関係諸藩がこのような意識を持った背景には、享保期以降の当地で認められる治水を梃子とした幕府の広域支配と各藩の財政負担の問題(島本多敬「享保期の上方における幕府広域支配と大名預所―狭山藩の狭山池預所を事例に」『史林』一〇〇巻二号、二〇一七、三六―七〇頁)があった可能性も考えられる。紙幅の関係で本稿では詳しく論じることができないが、今後さらに追究すべき課題である。
- ③⑪ 「生洲」に備えられた生け簀の様相については、安永九年(一七八〇)刊の『都名所図会』巻之一に詳細な描写がある。
- ③⑫ 喜多川守貞著・宇佐美英機校注『近世風俗志(守貞謾稿)一』岩波書店、一九九六、二一〇頁。
- ③⑬ 中川すがね「川魚の消費と流通―大阪川魚問屋文書を中心に」『甲子園大学紀要三九、二〇二二、一〇五―一二九頁。
- ③⑭ 大阪府立中之島図書館所蔵大和銀文庫「大阪川魚問屋文書(仲間諸用留)」安政五年三月(万延元年三月、このうち特に「乍恐口上」)安政六年一月三日など。
- ③⑮ 前掲③⑬。
- ③⑯ 前掲③⑬、「(証拠物仕切覚)」安政六年一月三日。
- ③⑰ 八木滋「近世大坂の川魚市場」(塚田孝編『身分的周縁の比較史』清文堂出版、二〇一〇) 六一―一〇六頁、および前掲③⑬。
- ③⑱ 前掲③⑱。
- ③⑲ 近世後期の京の「生洲」でのフナ・コイ需要と、琵琶湖エリ漁の技術発展の関係については別稿にて分析している。第一章⑨佐野論文。
- ④⑰ 前掲③⑱。
- ④⑱ 土屋喬雄校訂『農業全書』岩波書店、一九三六、三二七―三三二頁。
- ④⑲ 増井好男「鯉魚繁殖法・解題」(松村敏・渡辺孝・増井好男『明治農書全集九 養蚕新論・蚕飼の鑑・秋蚕・蚕種製造法・蜜蜂・鯉魚繁殖法』農文協、一九八三) 四三―四六三頁。
- ④⑳ 以下、『大阪府誌』での記述については、大阪府編『大阪府誌 第三編』大阪府、一九〇三、一〇五九―一二〇一頁による。
- ④㉑ 『大阪府誌』では、溜池と水田の双方を利用した養鯉法の詳細についても記しており、孵化の技術を持つ「魚苗生産者」と、それを買って自らの水田で放し飼いする「農家」、さらに中間育成された一年魚を購入し、村の溜池に放つて成魚とする「食用的養成者」の三者の関係が示されている。このような養鯉の構図は、安室が報告している各地の「水田養鯉」の基本的な方法ともほぼ一致する。明治の河内・摂津にも水田養魚と組み合わされた溜池養魚の存在が確認できる点で

貴重な史料といえよう。

④⑤ 前掲⑬。

④⑥ 深野康久「狭山池の漁撈と養魚」（狭山池調査事務所編『狭山池

論考編』狭山池調査事務所、一九九九）三三七―三五〇頁。

④⑦ 天保一三年四月一日「野菜もの之儀ニ付御触書」二八六三（廿五頁

良助編『徳川禁令考 前集第五』創文社、一九五九）。

三 水田の環境変化と近世後期の魚漁・鳥獵

1 溜池・水田と水鳥獵

溜池を利用した農民の生業は、漁撈にとどまるものではなかった。溜池はマガモ・ガンなど冬期の渡り鳥の休息場所・ねぐらとなっており、付近の水田はその採餌場所として、水鳥獵の行われる重要な空間だったのである。本章では水田の多面的機能のもう一つの形として、このような溜池と水田で行われた水鳥獵を取り上げ、その複合生業としての歴史的展開過程を説明するとともに、近世の水田の環境変化との関わりについて検証してみたい。

水田で行われた水鳥獵の歴史は古く、例えば室町期の『一遍聖絵』巻九でも、淀の上野の里で稲刈り後の水田に降り立った鴨の群れを狙い、馬の陰から矢を射ようとす男の場面が見られる。①このように水田が中心的な獵場とされてきた一方で、溜池もまた水鳥の休息場所として欠かせない空間であり、その周囲で捕鳥が行われた様子は、中世でも確かめることができる。『徒然草』には山城国嵯峨の溜池である広沢池で、その傍の遍昭寺の承仕法師が「大雁」などの池鳥を日頃飼い慣らし、堂の中まで餌をまいておびき寄せ、閉じ込めて捕殺していた話がみえる。②殺生を犯したこの法師は禁獄されているものの、溜池の周囲で水鳥の捕獲が容易であったことを示す逸話といえよう。

近世でも、溜池での鳥獵について記す史料は多く見られる。例えば、前章2節の【史料2】でとりあげた河内国交野郡の山田池では、魚漁のみならず水鳥獵も行われていたことが確かめられる。③その周囲の水田も共に獵場として囲い込まれており、④ここでは溜池と付近の水田が一体となった獵の様相が想像される。その近世段階での獵法について知ることはで

きないが、近代では池の周囲の一四ヶ所に網場を作り、無双網（猟法については後述）を仕掛けていたという。^⑤

また山田池では、溜池という同一の空間に、異なる生業間の重層的利用が成り立っていたことにも注意したい。明治三〇年代の山田池の請負規程には、「毎年三月十五日ヨリ拾月拾五日迄ニ於テ養漁ヲナシ、又ハ捕漁魚ノ期間トス」、そして「毎年十月十五日ヨリ翌年三月十五日迄ヲ以テ捕鳥期間トス」とあり、魚漁と鳥猟、そして農業は相矛盾するものではなく、その組み合わせによって効率的な年間生業暦が形成されていたことがわかる。^⑦

この山田池での魚漁と鳥猟には、それぞれ入札制が導入されており、このうち魚漁請負の開始については【史料2】により天保期であったことが明らかであるが、一方、鳥猟については、これにかなり先立つ時期から請負であったことに注目したい。【史料2】には続きの項があり、

一 同池鳥之儀者、池普請銀為手当り、古往より請負ニ仕来り、然ル処年限ニ相成、尚又当丑年より来ル子年二月迄九十一ヶ年之間、請負料銀高拾貫匁先納掛ケ切ニ為致候（後略）

つまり、水鳥猟については天保一二年段階で「古往より請負ニ仕来り」として、これをさかのぼる時代から請負制を取っていたことが判明する。このことは、溜池魚に比べて水鳥の方が早くから商品化していたことを意味すると考えられる。請負銀についても、池魚漁が「老ヶ年ニ付銀五百匁」であったのに対して、鳥猟は「十一ヶ年之間、請負料銀高拾貫」すなわち一年当たりに換算すると銀九百匁余という高額になっており、その商品価値の高かったことが理解される。

この水鳥の商品流通が、川魚の流通とも深く関わっていたことについては、貞享三年（一六八六）年刊行の『雍州府志』巻六「土産門 諸魚部 魚店」に、京の「生洲町」にて魚と鳥があわせて売られていたとの記述がある。^⑧この「生洲町」とは、前章で述べた京都の「生洲」の発祥の地であり、「生洲」が鳥料理も売り物としていたことは、安永九年（一七八

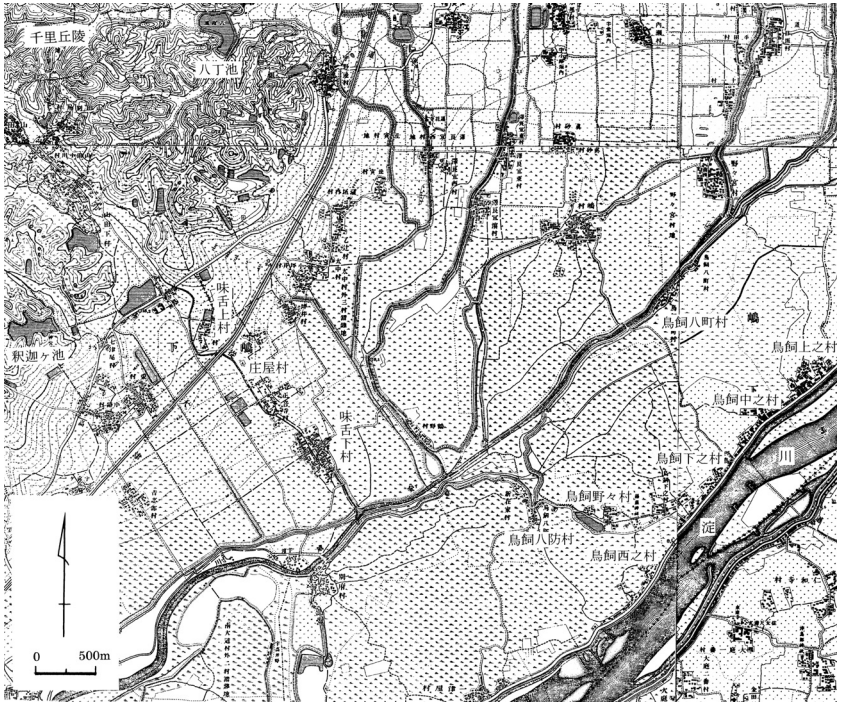
○) 年刊行の『都名所図会』卷之一にも、「生洲といふは高瀬川筋三条の北にあり。川辺に棲をしつらひ、もろもろの魚鳥を料理て客をもてなし酒肴を商ふ」とあることから明らかである。安永四年（二七七五）段階で、京都の三店魚問屋・魚仲間が真鴨を取り扱っていたことも判明しており、水鳥が「水産物」として扱われる中世以来の流通形態は、近世にもそのまま引き継がれていたことがわかる。

大坂でも京橋・江戸堀の大坂川魚問屋が淡水魚とともに「諸鳥類」を扱っていたことが明らかになっており、やはり京と同様の流通形態であったことがわかる。

2 摂津国北東部の鴨獵

以上のように近世の京・大坂で消費された水鳥の産地について、享保一五年（一七三〇）刊の『料理綱目調味抄』巻四では、鴨は「京辺の地鳥、大坂の所満とりよし、近江鳥これに次ぐ」とする¹³。また寛政一一年（二七九九）の『日本山海名産図会』巻二では、「晝ハ摂津大坂近辺に捕るもの甚美味なり、北中島を上品とす、河内其次なり」としている。このように鴨の名産地とされた大坂近辺のうち、特に摂津国北東部の村々には、溜池と水田で行われた鴨獵について記す近世史料が残存している。そこで本節では、この摂津の水鳥獵を対象として、近世の農民による獵法について分析したい。

摂津国北東部の千里丘陵には多数の溜池が分布していたが（第2図）、その開析谷の谷口に設けられた谷池は「大池」、またその大池から引水する平野部の皿池は「小池」と呼ばれていた¹⁴。これら双方の溜池において、鴨獵が行われていたことを示す史料が存在する。天明六年（一七八六）の芝村藩「領分定免下組帳」では、千里丘陵の東麓に位置する嶋下郡庄屋村と味舌下村に、それぞれ銀六匁三分と銀二六匁四分一厘の「鴨運上」が見えている¹⁵。これらは平野部の「小池」を領していた村々であることから、その周辺での獵の存在を示すものと考えられる。またその隣村で谷池を擁する味舌上村にも、天明一四年には同じく「鴨運上」がみえることから、「大池」でも鴨獵が行われていたことがわかる¹⁶。これら芝村藩領の村々

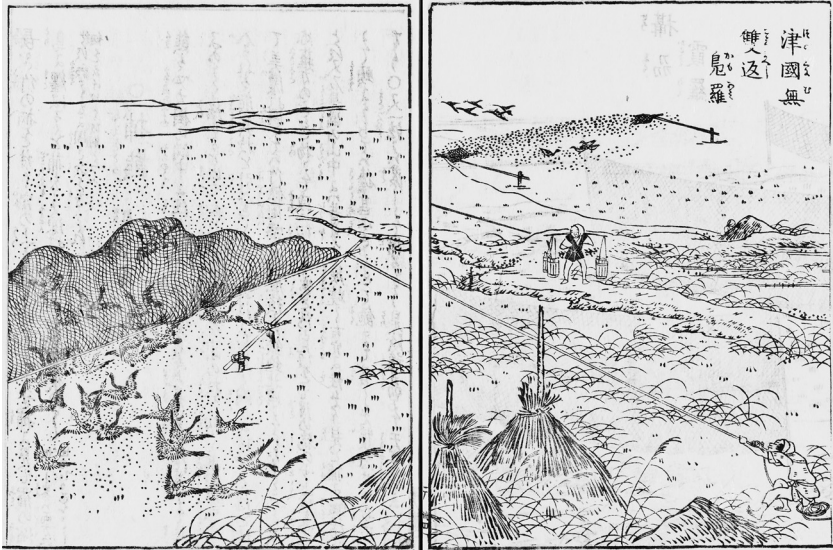


第2図 千里丘陵の溜池および淀川沿岸の鳥飼七ヶ村（明治18年測量複製図）

には、寛政元年（一七八九）の儉約令において溜池魚の入札が推奨されていたことは、前章2節で指摘したところである。^{①⑦} よってこれら摂津の村々でも、溜池において魚漁と鳥飼との重層的利用が成り立っていたことが明らかである。

千里丘陵では他村でも、「大池」における鴨猟について記した史料が見られる。味舌上村の西に接する吉志部郷三ヶ村立会の「釈迦ヶ池」と、その北方に位置する三宅村の「八丁池」では、弘化三年までにはそれぞれ鳥飼の「組合」が作られており、「御運上之場所」となっていた。^{①⑧} この釈迦ヶ池と八丁池は、千里丘陵の溜池群のなかでも規模が大きく、昭和期に至るまで鴨猟と魚漁が共に続けられていた池でもあった。^{①⑨} 近代段階の鴨の猟法は、釈迦ヶ池が無双網、八丁池が鴨網であったが、これらの猟法は以下の根拠により、近世に遡る技術であったことが明らかである。

鴨網とは霞網のことであり、寛政十一年（一



第3図 『日本山海名産図会』 卷二「津国無雙返鳧羅」

七九九の『日本山海名産図会』巻二に「摂州霞網」の図があるように、摂津国で盛んに行われていた網であった。別名をテンノアミともいい、摂津の「天網島」の地名はこの網の設けられたことに因むという²⁴⁾。また『日本山海名産図会』巻二には、摂津国での無双網についても詳細な説明がある。

「津国無双返鳧網」と題する図にみるように（第3図）、手網が結ばれた網と竹竿を地面に倒し、上から砂をかけて隠しておく。その手前に米や稗などを播いて待ち、鴨や雁の群れが来たところで手網を引くと、鳥の上に網が覆いかぶさる仕掛けになっている。

筆者が注目したいのは、『日本山海名産図会』の以下の記述である。「無双がへしといふあり、是摂州嶋下郡鳥飼にて鳧を捕る法なり、昔はおふてんと高繩を用ひたれとも、近年尾州の獵師に習ひてかへし網を用ゆ、是便利の術なり」。嶋下郡鳥飼とは、釈迦ヶ池・八丁池から東南へ約5kmの淀川沿いの地であり（前掲第2図）、鳥飼郷と呼ばれた七ヶ村を指す。当地域には湿田が広がっていたが、釈迦ヶ池・八丁池からの鴨が採餌にやってくるとされ、戦前まで鴨猟が続けられていた²⁵⁾。文中の「おふてん」は霞網と思われ、「高繩」は同じく『日本

山海名産図会』に説明のある鳥もち猟(もちを塗った糸を笹竹にかけて「沼ふけ田」(強湿田)に立てるもの)である。つまり、鳥飼ではもと霞網と高縄による鴨猟が行われていたが、十八世紀末頃に尾張から無双網の技術が導入されたというのである。

この尾張での無双網については、寛政六年(一七九四)成立の『地方凡例録』にも関連する記述がある。「諸運上冥加金銀臨時納物之事」中の一項に、上記の「高縄」と同様の鴨猟法である「高綱役」と並んで、「ムソウと云打網」を用いる鷺猟の「鷺連上」が上げられ、これらの猟法は「両様とも勢州長島本田新田附に重にあり」とする。²³「勢州長島」とは木曾川・長良川・揖斐川の下流域にあつて、日本を代表する輪中の一つである。伊勢・美濃・尾張三国が境を接するこの三川下流の輪中地帯では、後述するようにその低湿な水田環境に適応した猟法として、無双網が近世から盛んに用いられてきた経緯がある。この無双網が十八世紀の末に摂津国の淀川沿いの村々に導入されたという事実は、当地の水田環境を考える上で大きな手掛かりを与えるものである。そこで次節にて、無双網による水鳥猟と水田環境との関わりについて、さらに追究してみたい。

3 堀上田と堀潰れでの魚漁・鳥猟

美濃・尾張の輪中での無双網猟については、十八世紀の記録が残っている。寛政年間の成立とされる『濃州徇行記』は、輪中の村々の生業と環境について記すが、その一つである石津郡五町村について以下のように述べている。²⁴

【史料4】

(前略)

一 五町、柳湊立合見取七十一町二反六畝四歩(中略)、豊作五六十石より七十石まで納むる、其内水損無取の事多し、水深溜りは多く畔田にす、夫故引地夥くなる(中略)

一 此村は（中略）小百姓ばかりにて農事を専世産とす、水損不作の年には魚鳥の殺生を以てすぎわいとす（中略）

一 （中略）古より殺生を以て渡世の助としきたる処とみへて池、川の小物成あり、今は大江通運上金二分、銀三匁つ、納め来れり、（中略）此江通りにて鮒、鯿を捕る事多し、鯿は少し、又夏は鱧を多くとり、冬なれば平田処々に無雙網を張り雁、鴨、鶯の類を多く捕れり、鳥運上は銀二十六匁つ、納来ると也、此魚鳥は高須へ賣出し京師へ多く送ると云。（後略）（傍線は筆者）

無双網が、しばしば水損となる低湿な村で冬期に用いられたことがわかるが、重要な点は、その村の水田に「畔田」が多く見られたことである。「畔田」とは、他地域では一般的に「堀上田」「堀田」などと呼ばれる水田形態で、排水不良の輪中地帯などで広く見られた景観である。低湿な田面の一部の土を掘り取り、その土を隣接する田面に盛り土して嵩上げする工法で、嵩上げ田地での収穫を確保するとともに、同時にできた堀・溝渠（「堀潰れ」と呼ばれる）によって排水の促進をはかるものである。^⑤なお、「堀潰れ」は【史料4】に明らかないように、「引地」として年貢を免除されるのが通例であった。堀上田が一面に展開する地域では、短冊型や池状の堀潰れが村の悪水路とつながっており、舟運路として用いられただけでなく、淡水魚の漁場としても重要であったことが指摘されている。^⑦

この木曾三川下流の堀上田が無双網の猟法と深く関わっていたことについては、すでに昔豊の指摘があるが、筆者は、『地方凡例録』にも次のような記述がみられることに注目したい。前掲の長島輪中での「鶯運上」に関し、「夏秋田の畔等の葭の生たる処」すなわち堀状の水際の抽水植物帯に罟を置くことや、「又水際野方田所等の空地ある処に二三尺ほどの凹ミを拵へ置、水を入れ鮒の類を餌に飼ひ置き、「ムソウ」と云打網を敷、十間ほど脇に笹竹を立て、其内に隠れ居り、こゝに鶯の付くを見て右の打網を引き被せて取る」ことを記す。^⑧つまり、堀潰れを餌場にして水鳥を集めるといふ説明がなされており、ここでも堀潰れが魚・鳥猟と関わっていることに留意したい。

以上のように、無双網は堀上田の多く見られる村で用いられた猟法であったが、それが十八世紀末の摂津国鳥飼に移入

されたということは、当時の鳥飼付近も堀上田が設けられるような低湿な環境下にあった可能性を示している。事実、淀川の後背湿地に位置していた近世の鳥飼郷七ヶ村や、それに隣接する嶋上郡の村々では、洪水回避のためにそれぞれ縄手と呼ばれる囲堤をめぐらしており、複合的な輪中が形成されていた³¹⁾。その内部には昭和初期まで、「ウネ田」と呼ばれた堀上田と「ウチ池」と呼ばれた堀潰れが広く存在していたのである。

重要なことは、濃尾平野の輪中地帯では、堀上田は既存水田の地直しとして、十八世紀以降に造成された新しい工法であったことである。近世初頭に治水のために輪中堤が構築されて以降、木曾三川の河床はかえって上昇し、堤内水田からの排水は困難となった。その湛水による水腐れ・不熟への対策として、堀上田の造成が近世後期より始まり、明治まで行われたことが明らかになっている³²⁾。ここで提起されるのは、摂津の淀川右岸の村々においても、同様の環境変化が起こり、その対応として堀上田への転換が行われた可能性である。

先述の通り、近世の淀川流域では山地荒廃に伴う土砂流出が進んでおり、淀川築堤以降の河床上昇・天井川化の進行とともに、淀川へ流入する諸河川の排水が困難となっていたことはよく知られている³³⁾。淀川中流に位置する鳥飼をはじめとする摂津諸村では、その排水困難への対策として、近世前期から排水路の下流への延長が行われていたが、それでも根本的な解決には至らず、その後も内水滞留と水腐れに悩まされたことが指摘されている³⁴⁾。この淀川沿岸の内水被害は、摂津国内にとどまらず河内国や上流の山城国でも同様であり、天明三年（一七八三）にはこれら三国の「水場御料私領村々弐百弐拾五ヶ村」から、「年々淀川筋え山川より土砂押下り年増二川床高ク相成候故、村々領内悪水引落不申、内水湛水年々水損」として、京・大坂・伏見の各奉行所宛てに「淀川筋浚之儀」の願い出がなされるに至っている³⁵⁾。しかしながらこのような状況は、その後も長く改善されることはなかったのである。

以上のような大河川の河床上昇に伴う悪水停滞・内水害は、近世後期には淀川だけでなく、利根川なども含めて日本各地で起こっていた問題であり、その対応策として考えられたのは、A. 河川自体の改修と排水路の下流への延伸、B. 湛

水田化に適応した堀上田への転換、の二つであった。³⁶このうち複雑な利害調整と多額の費用を要するAに対して、農民が独力でも行えるものとして領主側から推奨されていたのは、Bの堀上田への転換であった。³⁷武蔵や濃尾などでは、このような堀上田造成の動きが、すでに十八世紀には始まっていることも指摘されている。³⁸

堀上田に関する先行研究では、全国での分布状況が報告されているが、そこではこの摂津・山城淀川右岸の堀上田は取り上げられてはいない。³⁹それは当地域での近代的耕地整理が比較的早期から始まっており、堀上田の景観が早くに失われたことによるかと考えられる。⁴⁰よって淀川沿岸における堀上田の形成時期については、これまでの研究ではほとんど論じられることはなかった。しかし筆者は、当地の堀上田の造成は、堀潰れでの魚漁と鳥獵の開始、すなわち近世後期の畿内での「水田漁獵」の展開と関わる重要なテーマになると考える。そこで節を改め、この問題について分析してみたい。

4 堀上田の造成とその意義

鳥飼における堀上田の造成に関わる史料としては、天保一二年の次の一点がある。⁴¹

【史料5】

乍恐奉願候

字地蔵の

一 中五畝三歩

分米六斗五升四合

同所

一 中五畝三歩

分米六斗五升四合

同所

一 中一反七畝 分米貳石貳斗壹升

同所

一 中三畝 分米三斗九升

右之水田私所持ニ御座候処、近年水亡而已ニ而難涉仕御上様御上納相減シ歎ケ敷奉存候ニ付、此度高サ老尺地上ケ仕、中田ニ普請仕度奉存候、依之御上様格別之御憐愍ヲ以来寅年々拾ヶ年之間、為歟下皆引被為 成下(候)ハ、御田地築立相続可仕与奉存候、尤堀床之義ハ、年々隣地合毛並ヲ以御上納仕度奉存候(後略) (傍線は筆者)

この史料は、鳥飼上之村にあつた水損田地の盛り土・嵩上げを申請したもので、「堀床」とあることから、堀潰れを伴う堀上田の造成であつたと判断される。これ以外の堀上田造成の關係史料は管見の限りでは見当たらなかつたため、その形成の上限年代は不明なものの、鳥飼では十九世紀前半にはこのような動きがみられたことがわかる。

重要なことは、上記史料とも同様の動きが、鳥飼より上流の淀川右岸に位置する山城国の村々でも広く見られたことである。それは紀伊郡の堀内村・向島村・六地藏村から伏見奉行所へ宛てて、文化二四年(一八一七)に出された以下のような願い出である。^④

【史料6】

(前略) 私共三ヶ村之儀は、御当地川添村々六ヶ村之内ニ而御座候処、就中私共三ヶ村之儀は低ク場ニ御座候上、①殊二年々川床高ク相成候ニ付、追々川添御田地水腐候所ニ罷成、不植場所多ク、困窮之百姓共御年貢御上納ニ差支、此段恐多甚以難涉仕候ニ付、②何卒地普請仕度奉存候而も困窮之上、別而右体水腐ニ而年々作徳ハ勿論、右御上納ニ差支候程之族ニ付、中々普請可仕手当も無御座然共、此儘ニ罷過候時ハ、弥以年々御田地水下ニ相成、終ニハ及亡所候段、是以歎ケ敷次第二奉存候ニ付、色々相談仕候得共、外ニ可仕様も無御座候故、此度奉願上候段恐多奉存候得共、③石川様御田地之分水下ニ相成候所之土砂搔上ケ、其跡えご下木漬

置、此所二而取得候魚類売捌、右之助成を以、追々御田地普請仕、且御国役諸掛り等之手当ニ仕度、乍恐此段三ヶ村連印仕、御願奉申上候。④尤右下木漬置場所之儀は、御田内地内二而川中へハ一切相掛不申候御義ニ付、何卒格別之御慈悲を以右之趣被為聞召上
 （後略）
 （傍線・数字は筆者）

伏見に近い当地でも、摂津と同様に淀川の河床上昇に伴う沿岸水田の排水不良・湛水田化が問題となっていたことがわかるが①、農民によるそれへの対応として、堀上田造成に関する詳細な記述があり、三ヶ村にわたる広い範囲で堀上田への転換が意図されていたことに注目したい。②の「地普請」とは、前節で述べた河床上昇に伴う悪水停滞への二つの対応策のうち、Aすなわち河川自体の改修を指すとみられる。このような大規模工事を自普請で行う財力はないため、水となつた田地で土砂を掻き上げ、その跡にできる堀にて「ごこ下木漬」を行い、獲れた魚を売って普請費用等の足しにしたい、と願ひ出ている③。「下木漬」とは漬木漁とも呼ばれ、池沼に沈めた柴木に集まつた魚を簀などで囲い込んで捕る、主に巨椋池で行われた漁法である。ここでは④「御田内地内二而」の漁であることから、堀潰れでの漁であることがわかる。ここで注目すべきは、「此所二而取得候魚類売捌」の一文である。この十九世紀初期の段階で、当初から「売捌」くことを目的とした水田魚漁と、そのための堀潰れの創出が意図されていたことがわかる。つまり堀上田の造成が、米の収穫以上に堀潰れでの魚漁を目的としていた場合のあつたことを示唆するものである。

このような願ひ出が認められ、その後当地域に広く堀上田が出現したであろう様相は、この村々に隣接する下三栖村の事例において確かめることができる。下三栖村には、堀上田における魚漁・鳥鯿について記す安政二年（一八五五）の史料がある④。

【史料7】

（前略）当村之義は、場末之村方ニ付、降雨之節上郷村之悪水落込、殊ニ最寄、桂川・加茂川・宇治川等年々川床高く相成ニ随ひ、

水難之愁ひ弥増、忝度出水仕候得は、数日内水相湛、容易ニ引落不申候付、年々田方植付已前より取入迄、出水無之年柄なら而は、立毛相育不申、近来右様之年柄ハ稀ニ而大体年々出水仕、年柄ニ寄植付内水多ク、植付出来不申。(中略) 右体年柄は田方御年貢御用捨被成下候得は、御定取之畑屋敷御年貢并諸役御高懸り上納村入用等之出方無御座候付、右為手当と平青野面堀割、御田地ニ上ケ仕、右堀割水溜り場所之小魚并水場へおり下り候小鳥等を取売払、右御年貢諸懸り物之足シ合ニ仕、菘菰等刈取、百姓共日用之焚物ニいたし旁仕、漸其日過ニ取凌来候(後略)

(傍線は筆者)

底土を田地へ掻き上げ、それによってできた堀潰れで魚鳥の捕獲を行っていることが述べられているが、文中の「右堀割水溜り場所之小魚并水場へおり下り候小鳥等を取売払」に注目したい。この村でも水田で捕れた魚と鳥は「売払」われており、米以外の収入として「御年貢諸懸り物」の費えに充てられている。つまりこの魚鳥は、明らかに商品として出荷されており、秋冬期に裏作ができない一毛作の強湿田において、菜種など裏作の商品作物に代わる「生産物」であったことを示している。つまり堀上田は、堀潰れでの「魚鳥漁獵⁴⁵」を組み合わせることで、いわば擬似的な二毛作を可能にする方法としても機能していたことになる。

従来の堀上田の研究では、『農稼録』に「損して徳取れの工夫なり。江立して目先の田地ハ類る、とも累上たる田ハ遙かニ出来勝り⁴⁶」とあるように、堀上田造成の主眼はあくまでも田地での米の収穫率向上にあるとされてきた。しかし以上のような十九世紀前半の淀川沿岸での実態を見ると、堀上田への転換には、堀潰れでの「魚鳥漁獵」が戦略的に織り込まれていた可能性を検討すべきではないかと思われる。前述のように、堀潰れとなった田地は、「引地」として賦課を免れたことも大きな利点であり、堀上田の創出には、米以外の「生産物」としての魚鳥への積極的な期待があった可能性を提起したい。もちろん、堀上田の生産性に対するこのような評価については、魚と鳥の商品価値とその流通網がすでに確立されていたことが前提となる。この点で、前章で触れた「生洲」をはじめとする十八世紀の京・大坂の川魚料理屋の盛行とその需

要の大きさを想起すべきであろう。特に十八世紀半ば以降の蒲焼きの普及により、ウナギの商品価値が確立したことが決定的な要因となったものと推定される。淀川はウナギの天然遡上が見られる河川であり、よって淀川沿いの強湿田もまた、排水路を通じてウナギの遡上が見込める良好な漁場だったのである。前掲の【史料4】に挙げたように、美濃国五町村の輪中で捕獲された魚鳥は、すでに寛政期段階で「高須へ賣出し京師へ多く送る」という状況にあった。この十八世紀以降の京坂での魚鳥消費需要があったからこそ、村々では淀川の河床上昇と湛水田化、すなわち河川とその背後山地の荒廢がもたらした環境変化に対して、堀上田への転換という戦略を採用しえたことになる。近世後期、農民による水田での「魚鳥漁」は、河川環境の変化に対する適応戦略として、すでに無視できない規模の経済活動となっていたのである。

- ① この場面を収録したものととして、例えば小松茂美編『日本絵巻大成 別巻 一遍上人絵伝』中央公論社、一九七八、二二六頁がある。
- ② 『徒然草』第百六二段。
- ③ 第二章¹⁵。
- ④ 竹内俊男家文書「山田池堤突穴并鳥鯿余内銀一件」万延元年一〇月（枚方市史編纂委員会編『枚方市史 第八巻』枚方市、一九七一、三八三―三九三頁に所載）。
- ⑤ 第二章⑥『枚方市史』。
- ⑥ 第二章¹⁴。
- ⑦ 議案第三三三号「山田村共同狩猟地捕鳥請負規程」明治三八年二月（枚方市史編纂委員会編『枚方市史 第十巻』枚方市、一九七六、二五五―二六〇頁に所載）。
- ⑧ 第二章¹⁵。
- ⑨ 新修京都叢書刊行会編『新修京都叢書 第一〇巻』臨川書店、一九六八、四五八頁に所収。
- ⑩ 万亀楼所蔵文書「乍恐済状」安永四年五月（藤田貞一郎『近代生鮮食料品市場の史的研究』清文堂、一九七二、二六六―二六七頁に所載）。
- ⑪ 中世以来、魚と水鳥が同一の店舗で売買されていたことについては多くの指摘があるが、例えば近年の成果として、斉藤研一「中世絵画に見る動物の捕獲・加工・消費」（小野正敏・五味文彦・萩原三雄編『動物と中世―獲る・使う・食らう』高志書院、二〇〇九）二二五―二四八頁がある。
- ⑫ 明治一五年に、近世中期以後における大坂の商習慣について聞き取りした成果をもとに記された遠藤芳樹「大坂商業習慣録」（黒羽兵治郎編『大阪商業史料集成 第一輯』大阪商科大学経済研究所、一九三〇に所収）による。
- ⑬ 吉井始子編『江戸時代料理本集成 第四巻 料理綱目調味抄・料理山海郷・献立筈・八櫻卓燕式・料理珍珠集・卓袱会席趣向帳・普茶料理抄』臨川書店、一九七九に所収。
- ⑭ 吹田市史編さん委員会編『吹田市史 第二巻』吹田市役所、一九七五、二一四頁。
- ⑮ 太田順康家文書「和撰御領分定免下組帳」天明六年九月（桜井市史

- 編纂委員会編『桜井市史 史料編上巻』桜井市役所、一九八一、三七二—三九九頁に所載。
- ①⑥ 関西大学図書館所蔵文書「味舌上村明細帳」天保一四年九月（有坂隆道・服部敬編『摂津市史 史料編二近世編Ⅱ』摂津市役所、一九八二、三二〇—三三三頁に所載）。
- ①⑦ 第二章²⁸⁾。
- ①⑧ 中西鐵蔵家文書「大池・八丁池獵方一札」嘉永二年三月（吹田市史編さん委員会編『吹田市史 第六巻』吹田市役所、一九七四、三八五—三八六頁に所載）。
- ①⑨ 茨木市史編さん委員会編『新修茨木市史 第一〇巻別編民俗』茨木市、二〇〇五、二八八—二八九頁。
- ②⑩ 吹田市立博物館編『水辺の文化の再発見―鴨にみる人と自然』吹田市立博物館、一九九五、八頁。釈迦ヶ池には谷切網もあったと伝わるが、しかし滑車を利用する猟のため、近代に新しく導入された可能性が高いと推定される。
- ②⑪ 千葉徳爾『ものと人間の文化史一四 狩猟伝承』法政大学出版社、一九七五、六三頁。
- ②⑫ 前掲²⁰⁾。
- ②⑬ 大石久敬著・大石慎三郎校注『地方凡例録 上巻』近藤出版社、一九六九、三三五頁。
- ②⑭ 樋口好古『濃州徇行記』（平塚正雄編『濃州徇行記・濃陽志略』一信社、一九三七、七七六—七七八頁）。
- ②⑮ 元木靖「日本における帯水性低地の開発―クリーク水田地域の比較歴史地理学序説」歴史地理学三九―一、一九九七、一八―三五頁。菅豊「水辺」の開拓史―近世中期における堀り上げ水田工法の発展とその要因」国立歴史民俗博物館研究報告一〇五、二〇〇三、三五七―三八〇頁。
- ②⑯ 安藤萬壽男『輪中―その展開と構造』古今書院、一九七五、二二五―二三四頁。
- ②⑰ 前掲²⁶⁾。
- ②⑱ 前掲²⁵⁾菅論文。
- ②⑲ 前掲²³⁾。
- ③① 摂津市史編さん委員会『摂津市史』摂津市役所、一九七七、三五四―四四頁。
- ③② 摂津市教育委員会生涯学習課編『摂津市域 昔の暮らし』摂津市教育委員会、一九九八。
- ③③ 前掲²⁶⁾。伊藤安男・青木伸好『輪中』学生社、一九七九。前掲²⁵⁾菅論文。例えは寛保二年（一七四二）には、城摂河三ヶ国の「川筋水難之百姓共」より、淀川の河床上昇に伴う内水被害への対策を求める願い出（竹内俊男家文書「城摂河三ヶ国川筋田畑水難御救願」）がなされている（枚方市史編纂委員会編『枚方市史 第八巻』枚方市、一九七一、四一六―四二二頁に所載）。なお、近世淀川の治水の全体像については、村田路人『近世の淀川治水』山川出版社、二〇〇九に詳しい。
- ③④ その概要をまとめたものとして、摂津市史編さん委員会『摂津市史』摂津市役所、一九七七、四六五―五四〇頁など。
- ③⑤ 藤田（権）家文書「乍恐水難ニ付奉願口上書」天明八年五月（京都市編『史料京都の歴史 第一六巻伏見区』平凡社、一九九一、五二二―五二四頁に所載）。
- ③⑥ 前掲²⁵⁾元木論文。前掲²⁶⁾。
- ③⑦ 前掲²⁵⁾元木論文。前掲²⁶⁾。
- ③⑧ 前掲²⁵⁾元木論文。前掲²⁶⁾伊藤・青木論文。元木や菅がすでに指摘するように（前掲²⁵⁾、堀上田の形成時期には、第一期・湖沼緑地の低湿地の開発初期と、第二期・再び低湿地化した既水田を地直しする場合との二期があり、武蔵などでは第一期型が多くみられるが、本稿で

扱う堀上田の造成は、第二期の動きに相当するものである。

③⑨ 前掲②⑤元木論文など。

④⑩ 例えば鳥飼に隣接する一津屋では明治末期にすでに耕地整理が実施されたため、一九四五年撮影の空中写真でも、堀上田を検出することはできない。

④① 木下唯一家文書「鳥飼上之村田地普請願帳写」天保一二年一〇月（有坂隆道・服部敬編『撰津市史 史料編三近世編Ⅲ』撰津市役所、一九八三、一三二―一四頁に所載）。

④② 吉村（勘）家文書「乍恐御願口上書」文化一四年一月一日（京都市編『史料京都の歴史 第一六巻伏見区』平凡社、一九九一、四六八―四六九頁に所載）。

④③ 福田栄治「旧巨椋池漁村の生活習俗―久世郡久御山町東一口の場合」資料館紀要一〇、一九八一、一一八一頁。

④④ 糟野（由）家文書「乍恐口上書」安政二年九月二十九日（京都市編『史料京都の歴史 第一六巻伏見区』平凡社、一九九一、四九五―四九八頁に所載）。

④⑤ 堀上田での魚漁がまたそれを餌とする水鳥を呼び寄せるような、魚漁と鳥獵が分かちがたく結びついたこの複合的な生業形態を、本稿では「魚鳥漁獵」と呼ぶことにする。

④⑥ 長尾重喬ほか著・岡光夫ほか校訂『日本農書全集 第二三巻 農稼録・暴風浪海潮備要談・水災後農稼追録・農稼附録』農文協、一九八一、九四―二〇九頁。

四 まとめと今後の課題

本稿では環境史の視点から、日本の「二次的自然」の代表とされる水田を取り上げ、近世における「水田漁獵」の実態を説明することを試みた。河内・撰津の村方文書の再検討によって、丘陵上の溜池での魚漁は、天保期には入札制と養魚が行われる段階にあつたことが明らかとなった。淀川・大和川流域の山地では、十七世紀の土砂留開始以後もその流出が止まらなかつたために、丘陵谷口に位置する溜池でも近世後期には土砂流入が問題となつてきた。そこで必要とされた高度な溜池改修工事の費用をまかなうために、このような方策が取られた可能性を示した。

一方、淀川沿岸の水田での「魚鳥漁獵」については、特に堀上田との関わりが重要となることを提起した。淀川の築堤と上流山地からの土砂流出は、近世を通じて淀川自体の河床上昇をもたらし、そこへ流れ込む諸河川の排水困難を引き起こした。それに伴う悪水停滞・湛水田化への対応として、既存田の堀上田への転換が十九世紀前半の撰津・山城でみられたが、これは米の収穫率の向上以外に、堀潰れでの魚鳥漁獵自体を目的としていた可能性が高い。つまり堀上田の造成と

は、裏作が困難であった強湿田において、米＋魚鳥という擬似的な二毛作を可能にする方策であったといえよう。このような近世後期の水田での漁獵活発化の背景には、京・大坂での「生洲」を中心とする淡水魚・水鳥の商品需要があったことも重要である。

本稿での歴史的分析を通じて、明治期以降の分析だけではうかがうことのできなかつた「水田漁獵」と近世の河川の環境変化との関わり、すなわち淀川の上流山地の荒廢と、沿岸田地の悪水滞留への対応としての「水田漁獵」の新たな展開を見出すことができた。また、水田での魚漁が、魚を採餌する水鳥をさらに水田へと誘引する効果のあったことも注目される。この意味で水田にはまさに人間活動を含み込んだ生態系が成り立っていたことになるが、この生態系はまた、都市の消費生活とのつながりの上に形成されていたことも重視されよう。

最後に、環境史的観点から、さらに残された問題について触れておきたい。溜池漁撈のより進んだ形態として、本稿では養魚の開始についても明らかにしたが、溜池での養魚は他地域からの種苗放流を伴う点で、国内外来種の問題を引き起こすことに注意したい。

国内外来魚は、外見上の差は少ないものの、遺伝子汚染や種間交雑など、在来の生態系に大きな変化をもたらすことが指摘されている。^① コイはその移植放流の歴史が古いために、もはや過去にどのような自然分布域を持っていたのかさえも不明とされる。^② 本稿でも明らかな通り、養魚の盛んな溜池は丘陵の谷口に設けられた「大池（親池）」であったが、それは用水路を通じて「小池（子池）」と連結しており、その水は下流の水田全体に行き渡る。新田開発の結果として作り出されたこのような水利システムは、すなわち外来種の生息域拡大にも貢献する配水ネットワークだったことになる。この国内外来種の問題は、養鯉に続いて明治期に起こったフナ③の溜池養魚、すなわち河内ブナとも呼ばれるヘラブナの溜池養殖開始の際により顕在化したはずである。ヘラブナは琵琶湖・淀川水系の固有種であるゲンゴロウブナを品種改良した食用種で、日本各地に放流されたが、この水系以外の多くの地域にとっては外来魚に他ならないからである。

以上のような外来種と養殖の問題は、水田と鳥類の関係にも当てはまることに注目したい。近世後期の都市で鴨の消費需要が高まっていたことについては述べたが、このような動向は冬の渡り鳥たるマガモが入手困難な季節に、その代替品となるアヒル（家鴨）の需要を生み出したと推測されるからである。一九世紀の京・大坂の料理屋ではすでにアヒル料理が供されていたことが知られるが、それらのアヒルは淀川沿岸の低湿地で飼育されていた様相が確かめられる^④。アヒルは長崎経由で大陸から移入されたものであり、まさに海外からの外来種である。この新しい動物の導入は、食肉用の家禽飼育という新たな文化をもたらしとともに、原種であるマガモとの交雑を引き起こすなど、在来の生態系に大きな変化を引き起こしたことが推測されるのである。

以上のように、近世における自然の改変とは、治水工事や新田開発など景観に現れる変化だけではなく、「見えない脅威」としての生物種の置換など、在来の生態系の改変を伴うものでもあった可能性が高い。近世の人間と自然の関係史研究には、このような分析視角を取り入れた新たな検証が必要ではないだろうか。

① 日本魚類学会自然保護委員会編『見えない脅威 国内外来魚』東海大学出版会、二〇一三。

② 前掲①、一三頁。

③ 河内地方での明治期におけるヘラブナの溜池養魚については、川村厚生「カワチブナ（河内鰻）」水産増殖二二―一、一九六四、五五―五七頁を参照されたい。

④ 文政一三年成立の『嬉遊笑覧』には、「家鴨は近き頃迄も人の食はぬものなりしに、今は夏月の珍珠とし用。（中略）これ京師より起りて近ごろは冬夏のわいだめなく専ら家鴨を用。京師にて用ひ始めしは

享和・文化の頃よりなるべし」とある（喜多村筠庭著・長谷川強・江本裕ほか校訂『嬉遊笑覧（五）』岩波書店、二〇〇九、一三七頁）。

⑤ 例えば、淀川左岸の河内国茨田郡下馬伏村において、「地底」の田地にて「百姓に御座候得共鳥類養居候」と述べる元治元年・慶応四年の記録があり、これを同地で明治以降盛んであったアヒル飼育を指すものとする見解が示されている（門真町史編纂委員会編『門真町史』門真町役場、一九六二、一八五頁）。この水田でのアヒル飼育をめぐることは、別稿を予定している。

⑥ 安達巖『日本食物文化の起源』自由国民社、一九八一、二七―二九頁。

The Early-Modern Development of Paddy Fishing and Hunting and Environmental Change in River Basins

by

SANO Shizuyo

This study addresses the *satoyama*, a managed rural environment including human settlements, and paddy fields that constitute Japan's "secondary natural environment" and attempts to elucidate the actual state of fishing and hunting of waterfowl conducted in paddy fields in early modern times from the standpoint of environmental history. Based on a reexamination of documents from villages in the provinces of Settsu, Kawachi, and Yamashiro, it became clear that fishing in the highland reservoir ponds occurred contemporaneously with the stage of the bidding system and pisciculture during the Tenpō era (1830–1844). In the upland areas of the Yodogawa river basin, even in the reservoir ponds situated in the highland valleys discharges of sediment became a problem in the latter part of the early modern period because the runoff had not been stopped by the start of the construction projects to dam the silt begun in the 17th century. I indicate the possibly that this policy was adopted in order to cover the cost of high-level construction needed for reservoir ponds.

On the one hand, I propose that in regard to paddy fishing and hunting in the paddy fields along the banks of the Yodogawa, the relationship to the paddies built in wetlands (*horiageta* in Japanese) was particularly important. The embankments of the Yodogawa and the runoff of sediment from highlands upriver raised the river bottom throughout the early modern period, and caused the drainage problem there due to the inflow from various rivers. As a response to stagnant polluted water and flooding of the paddies on the riverbanks that accompanied this situation, there was a visible switch to the pre-existing *horiageta* in the first half of the nineteenth century in Settsu and Yamashiro, but it highly probable that in addition to improving the rice harvest, this was intended for fishing and hunting in the trenches (*horitsubure*) of the wetland paddies. In other words, the construction of the *horiageta*, in the extreme wetlands where a second

harvest was difficult, it can be characterized as a policy of quasi-double cropping, combining cultivation of rice with hunting and fishing. An important factor behind the increasing activity of fishing and hunting in the paddy fields in the latter stage of the early modern period was the demand for the products such as freshwater fish and waterfowl by the restaurants, called *ikesu*, of Kyōto and Ōsaka.

Through the historical analysis found in this study, I have been able to illuminate the relationship of environmental change in early-modern rivers to hunting and fishing in paddy fields as well as the new development of fishing and hunting in paddy fields as a response to stagnant polluted water of riverside paddy fields and the deterioration of the highland headwaters of the Yodogawa, which could not be detected in studies of Meiji and later times. Moreover, I have also drawn attention to the fact that fishing in paddy fields had the effect of enticing additional waterfowl to feed on the fish and fallen ears of rice. In this sense, an ecosystem that included human activities was created by these paddy fields. However, it is also important to emphasize that that the ecosystem was created on the basis of links to the consumption patterns in urban areas.